

職員給与規程の変更について

(案)

2018 年の国家公務員給与法および人事院規則改正を踏まえ、別紙のとおり職員給与規程の変更を行う。

施行日および適用日

2019 年 1 月 24 日より施行し、2018 年 4 月 1 日に遡り適用する

以 上

別紙\_職員給与規程変更案 新旧対照表

職員給与規程 変更案 新旧対照表

(別紙)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～21条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。))にあつては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する(第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する)。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>(第4条別表2の適用を受ける職員を除く。)を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。)が特に優秀である職員 <u>100分の110以上</u> <u>100分の180以下</u></p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 <u>100分の98.5以上100分の110未満</u></p> <p>三 直近の評定が良好である職員 <u>100分の87</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 <u>100分の87未満</u></p> <p>第23条～24条 (略)</p>	<p>第1条～21条 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。))にあつては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する(第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する)。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>(第4条別表2の適用を受ける職員を除く。)を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。</p> <p>一 直近の評定(基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。)が特に優秀である職員 <u>100分の112.5</u> <u>以上100分の185以下</u></p> <p>二 直近の評定が優秀である職員 <u>100分の101以上100分の112.5未満</u></p> <p>三 直近の評定が良好である職員 <u>100分の89.5</u></p> <p>四 直近の評定が良好でない職員 <u>100分の89.5未満</u></p> <p>第23条～24条 (略)</p>

附則 (略)  
附則 (平成27年7月15日) (略)  
附則 (平成27年9月2日) (略)  
附則 (平成28年3月23日) (略)  
附則 (平成29年2月15日) (略)  
附則 (平成29年3月29日) (略)  
附則 (平成29年5月12日) (略)  
附則 (平成30年2月7日) (略)

附則 (略)  
附則 (平成27年7月15日) (略)  
附則 (平成27年9月2日) (略)  
附則 (平成28年3月23日) (略)  
附則 (平成29年2月15日) (略)  
附則 (平成29年3月29日) (略)  
附則 (平成29年5月12日) (略)  
附則 (平成30年2月7日) (略)

附則 (2019年1月XX日)

(施行期日)

第1条 この規程は、2019年1月XX日から施行し、2018年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

第2条 2018年6月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の92.5」とあるのは「100分の90」と読み替える。

二 第1号 「100分の112.5以上100分の185以下」とあるのは「100分の110以上100分の180以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の101以上100分の112.5未満」とあるのは「100分の98.5以上100分110未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の89.5」とあるのは「100分の87」と読み替える。

五 第4号 「100分の89.5未満」とあるのは「100分の8

7未満」と読み替える。

2 2018年12月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

一 柱書 「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と読み替える。

二 第1号 「100分の112.5以上100分の185以下」とあるのは「100分の115以上100分の190以下」と読み替える。

三 第2号 「100分の101以上100分の112.5未満」とあるのは「100分の103.5以上100分115未満」と読み替える。

四 第3号 「100分の89.5」とあるのは「100分の92」と読み替える。

五 第4号 「100分の89.5未満」とあるのは「100分の92未満」と読み替える。

別表1  
本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>192,700円</u>	<u>228,900円</u>	<u>262,000円</u>	<u>298,900円</u>
2	<u>194,500</u>	<u>230,500</u>	<u>263,900</u>	<u>301,200</u>
3	<u>196,300</u>	<u>232,000</u>	<u>265,700</u>	<u>303,400</u>
4	<u>198,100</u>	<u>233,600</u>	<u>267,800</u>	<u>305,400</u>
5	<u>199,700</u>	<u>235,100</u>	<u>269,600</u>	<u>307,700</u>
6	<u>201,500</u>	<u>236,800</u>	<u>271,500</u>	<u>309,900</u>

別表1  
本給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>194,000円</u>	<u>230,000円</u>	<u>263,000円</u>	<u>299,700円</u>
2	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>
3	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	<u>304,200</u>
4	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	<u>306,100</u>
5	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	<u>308,400</u>
6	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	<u>310,600</u>

7	<u>203,300</u>	<u>238,300</u>	<u>273,400</u>	<u>312,200</u>
8	<u>205,100</u>	<u>239,900</u>	<u>275,500</u>	<u>314,300</u>
9	<u>206,800</u>	<u>241,200</u>	<u>277,600</u>	<u>316,400</u>
10	<u>208,600</u>	<u>242,700</u>	<u>279,600</u>	<u>318,600</u>
11	<u>210,400</u>	<u>244,300</u>	<u>281,700</u>	<u>320,700</u>
12	<u>212,200</u>	<u>245,700</u>	<u>283,700</u>	<u>322,700</u>
13	<u>213,600</u>	<u>247,200</u>	<u>285,700</u>	<u>324,700</u>
14	<u>215,400</u>	<u>248,700</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>
15	<u>217,100</u>	<u>250,000</u>	<u>289,800</u>	<u>328,700</u>
16	<u>218,900</u>	<u>251,400</u>	<u>291,800</u>	<u>330,500</u>
17	<u>220,600</u>	<u>252,900</u>	<u>293,700</u>	<u>332,600</u>
18	<u>222,300</u>	<u>254,600</u>	<u>295,700</u>	<u>334,600</u>
19	<u>223,900</u>	<u>256,300</u>	<u>297,800</u>	<u>336,700</u>
20	<u>225,500</u>	<u>258,100</u>	<u>299,800</u>	<u>338,100</u>

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表2～3 (略)

別表4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,448</u> 千円	<u>1,338</u> 千円	<u>1,226</u> 千円	<u>1,115</u> 千円
6級	<u>1,783</u>	<u>1,616</u>	<u>1,448</u>	<u>1,283</u>
7級	<u>2,229</u>	<u>2,006</u>	<u>1,783</u>	<u>1,561</u>
8級	<u>2,786</u>	<u>2,506</u>	<u>2,229</u>	<u>1,951</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

7	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	<u>312,900</u>
8	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	<u>315,000</u>
9	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	<u>317,100</u>
10	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	<u>319,300</u>
11	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	<u>321,400</u>
12	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	<u>323,300</u>
13	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	<u>325,300</u>
14	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	<u>327,300</u>
15	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	<u>329,300</u>
16	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	<u>292,600</u>	<u>331,000</u>
17	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	<u>294,400</u>	<u>333,100</u>
18	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	<u>296,400</u>	<u>335,100</u>
19	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	<u>298,500</u>	<u>337,200</u>
20	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	<u>300,500</u>	<u>338,600</u>

※この表は、別表2の適用者以外の職員に適用する。

別表2～3 (略)

別表4

職務の 級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,465</u> 千円	<u>1,354</u> 千円	<u>1,240</u> 千円	<u>1,128</u> 千円
6級	<u>1,804</u>	<u>1,635</u>	<u>1,465</u>	<u>1,298</u>
7級	<u>2,255</u>	<u>2,029</u>	<u>1,804</u>	<u>1,579</u>
8級	<u>2,818</u>	<u>2,535</u>	<u>2,255</u>	<u>1,974</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

別表 5

扶養親族 (第 11 条 第 2 項)	職務の級	適用年度(4 月～翌年 3 月)			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
第 1 号	5 級以下	10,000 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	6 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円	3,500 円
	7 級以上	10,000 円	6,500 円	3,500 円	支給しない
第 2 号	1 級～8 級	8,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
第 3 号～ 第 6 号	5 級以下	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	6 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円	3,500 円
	7 級以上	6,500 円	6,500 円	3,500 円	支給しない

別表 6 (略)

別表 5

扶養親族 (第 11 条 第 2 項)	職務の級	適用年度(4 月～翌年 3 月)			
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度 以降
第 1 号	5 級以下	10,000 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	6 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円	3,500 円
	7 級以上	10,000 円	6,500 円	3,500 円	支給しない
第 2 号	1 級～8 級	8,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
第 3 号～ 第 6 号	5 級以下	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	6 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円	3,500 円
	7 級以上	6,500 円	6,500 円	3,500 円	支給しない

別表 6 (略)